

TOKYO PRO Market 編

ページ	新 (2024 年 4 月改訂版)	旧 (初版)
19	○ <u>買収への対応方針</u> について <u>買収への対応方針</u> を導入している場合、導入の理由、施策の内容について、必要な調査・確認を実施している	○ <u>買収防衛策</u> について <u>買収防衛策</u> を導入している場合、導入の理由、施策の内容について、必要な調査・確認を実施している
20	(1) 特定証券情報等において求められる財務書類には、「無限定適正意見」 <u>、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」</u> 若しくは「無限定の結論」又はこれに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たす監査報告書を添付しなければならない。 ・日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは <u>期中レビュー</u> の基準、又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査 <u>若しくは</u> レビューの結果が記載されたものであること。	(1) 特定証券情報等において求められる財務書類には、「無限定適正意見」若しくは「無限定の結論」又はこれに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たす監査報告書を添付しなければならない。 ・日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは <u>四半期レビュー</u> の基準、又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査 <u>又は</u> レビューの結果が記載されたものであること。
32	Q1 : TOKYO PRO Market は国内の他の金融商品取引市場との重複上場を行うことができますか。 A1 : TOKYO PRO Market はプロ向け市場であることから、一般投資家も参加する国内の他の金融商品取引市場との重複上場を認めた場合、投資者をはじめ市場関係者の実務に混乱をきたす恐れがあることから、TOKYO PRO Market と国内の他の金融商品取引市場 <u>(プロ向け市場を除く)</u> への重複上場は認めておりません。 なお、TOKYO PRO Market 上場会社が東証の開設する金融商品取引市場 (例：グロース市場など) に新たに上場申請を行う場合には、東証の取引参加者を主幹事証券会社に指名する必要がありますが、当該主幹事証券会社と担当 J-Adviser は同一とすることも別に指名することもできます。	Q1 : TOKYO PRO Market は国内の他の金融商品取引市場との重複上場を行うことができますか。 A1 : TOKYO PRO Market はプロ向け市場であることから、一般投資家も参加する国内の他の金融商品取引市場との重複上場を認めた場合、投資者をはじめ市場関係者の実務に混乱をきたす恐れがあることから、TOKYO PRO Market と国内の他の金融商品取引市場への重複上場は認めておりません。 なお、TOKYO PRO Market 上場会社が東証の開設する金融商品取引市場 (例：グロース市場など) に新たに上場申請を行う場合には、東証の取引参加者を主幹事証券会社に指名する必要がありますが、当該主幹事証券会社と担当 J-Adviser は同一とすることも別に指名することもできます。

ページ	新（2024年4月改訂版）	旧（初版）																																																													
38	<p>Q18：TOKYO PRO Market では制度上四半期開示が求められていませんが、任意に実施する場合の留意点を教えてください。</p> <p>A18：四半期開示を行う場合についての、記載内容、開示時期等については規則上の定めがないため、予め J-Adviser、監査法人等と調整して対応する必要があります。上場後に任意で四半期開示を実施する場合の方法の一例として、以下のような対応が考えられます。</p> <p>【任意で四半期開示を行う場合】の開示方法</p> <table border="1" data-bbox="309 608 1149 1142"> <thead> <tr> <th colspan="2">開示方法</th> <th>第1 四半期 <u>(注3)</u></th> <th>中間 会計期間 第2 四半期</th> <th>第3 四半期 <u>(注3)</u></th> <th>会計 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>発行者情報</u> <u>(注1)</u></td> <td>書類名</td> <td>—</td> <td><u>中間 発行者 情報</u></td> <td>—</td> <td><u>発行者 情報</u></td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>—</td> <td><u>期中レビュー 一報告書</u></td> <td>—</td> <td><u>監査 報告書</u></td> </tr> <tr> <td><u>決算情報</u> <u>(注2)</u></td> <td>書類名</td> <td><u>第1 四半期 決算情報</u></td> <td><u>第2 四半期 (中間期) 決算情報</u></td> <td><u>第3 四半期 決算情報</u></td> <td><u>決算情報</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 発行者情報の様式は、東証が適当と認める様式を用いることも可能です。具体的な様式については別途ご相談ください。</p> <p><u>(注2) 決算情報の様式については、東証が公表する「決算短信・四半期決算短信作成要領等」に準じて作成することが考えられます。</u></p> <p><u>(注3) 四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対する監査法人によるレビューを受けることは任意です。</u></p>	開示方法		第1 四半期 <u>(注3)</u>	中間 会計期間 第2 四半期	第3 四半期 <u>(注3)</u>	会計 年度末	<u>発行者情報</u> <u>(注1)</u>	書類名	—	<u>中間 発行者 情報</u>	—	<u>発行者 情報</u>	監査	—	<u>期中レビュー 一報告書</u>	—	<u>監査 報告書</u>	<u>決算情報</u> <u>(注2)</u>	書類名	<u>第1 四半期 決算情報</u>	<u>第2 四半期 (中間期) 決算情報</u>	<u>第3 四半期 決算情報</u>	<u>決算情報</u>	<p>Q18：TOKYO PRO Market では制度上四半期開示が求められていませんが、任意に実施する場合の留意点を教えてください。</p> <p>A18：四半期開示を行う場合についての、記載内容、開示時期等については規則上の定めがないため、予め J-Adviser、監査法人<u>及び東証</u>等と調整して対応する必要があります。上場後の開示方法の一例として、以下のような対応が考えられます。</p> <p>【発行者情報】の開示方法</p> <table border="1" data-bbox="1211 608 2000 1471"> <thead> <tr> <th colspan="2">開示方法</th> <th>第1 四半期</th> <th>中間 会計期間 第2 四半期</th> <th>第3 四半期</th> <th>会計 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><u>中間・ 事業年 度末開 示</u></td> <td>書類名</td> <td>—</td> <td><u>中間 発行者 情報</u></td> <td>—</td> <td><u>発行者 情報</u></td> </tr> <tr> <td>様式</td> <td>—</td> <td><u>発行者 情報</u></td> <td>—</td> <td><u>発行者 情報</u></td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>—</td> <td><u>中間監査 報告書</u></td> <td>—</td> <td><u>監査 報告書</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>四半期 開示(任 意)</u></td> <td>書類名</td> <td><u>第1四半 期発行者 情報</u></td> <td><u>第2四半 期発行者 情報</u></td> <td><u>第3四半 期発行者 情報</u></td> <td><u>発行者情 報</u></td> </tr> <tr> <td>様式</td> <td><u>発行者 情報 (注1)</u></td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td><u>四半期レ ビュー報 告書 (注2)</u></td> <td>同左</td> <td><u>同左 (注2)</u></td> <td><u>監査 報告書</u></td> </tr> </tbody> </table>	開示方法		第1 四半期	中間 会計期間 第2 四半期	第3 四半期	会計 年度末	<u>中間・ 事業年 度末開 示</u>	書類名	—	<u>中間 発行者 情報</u>	—	<u>発行者 情報</u>	様式	—	<u>発行者 情報</u>	—	<u>発行者 情報</u>	監査	—	<u>中間監査 報告書</u>	—	<u>監査 報告書</u>	<u>四半期 開示(任 意)</u>	書類名	<u>第1四半 期発行者 情報</u>	<u>第2四半 期発行者 情報</u>	<u>第3四半 期発行者 情報</u>	<u>発行者情 報</u>	様式	<u>発行者 情報 (注1)</u>	同左	同左	同左	監査	<u>四半期レ ビュー報 告書 (注2)</u>	同左	<u>同左 (注2)</u>	<u>監査 報告書</u>
開示方法		第1 四半期 <u>(注3)</u>	中間 会計期間 第2 四半期	第3 四半期 <u>(注3)</u>	会計 年度末																																																										
<u>発行者情報</u> <u>(注1)</u>	書類名	—	<u>中間 発行者 情報</u>	—	<u>発行者 情報</u>																																																										
	監査	—	<u>期中レビュー 一報告書</u>	—	<u>監査 報告書</u>																																																										
<u>決算情報</u> <u>(注2)</u>	書類名	<u>第1 四半期 決算情報</u>	<u>第2 四半期 (中間期) 決算情報</u>	<u>第3 四半期 決算情報</u>	<u>決算情報</u>																																																										
開示方法		第1 四半期	中間 会計期間 第2 四半期	第3 四半期	会計 年度末																																																										
<u>中間・ 事業年 度末開 示</u>	書類名	—	<u>中間 発行者 情報</u>	—	<u>発行者 情報</u>																																																										
	様式	—	<u>発行者 情報</u>	—	<u>発行者 情報</u>																																																										
	監査	—	<u>中間監査 報告書</u>	—	<u>監査 報告書</u>																																																										
<u>四半期 開示(任 意)</u>	書類名	<u>第1四半 期発行者 情報</u>	<u>第2四半 期発行者 情報</u>	<u>第3四半 期発行者 情報</u>	<u>発行者情 報</u>																																																										
	様式	<u>発行者 情報 (注1)</u>	同左	同左	同左																																																										
	監査	<u>四半期レ ビュー報 告書 (注2)</u>	同左	<u>同左 (注2)</u>	<u>監査 報告書</u>																																																										

ページ	新（2024年4月改訂版）	旧（初版）
		<p>(注1) 発行者情報の様式は、東証が適当と認める様式を用いることも可能です。具体的な様式については別途ご相談ください。</p> <p><u>(注2) 第1四半期及び第3四半期会計期間に係る四半期レビュー報告書の取扱いについては、別途ご相談ください。</u></p>

【関連規則の改定について】

「B 関連規則」（62 ページ～139 ページ）について、2024 年 4 月 1 日付の制度改正を踏まえ、主に以下の通り見直しを行います（改定箇所が多岐にわたるため、新旧対照表は省略いたします）。

(1) 四半期報告書が廃止されるに伴う見直し

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 7 9 号。）の施行に伴い、四半期報告書を半期報告書に置き換えるなどの用語の見直しを行います。

(2) 「買収防衛策」の用語の見直し

「買収防衛策」の用語を「買収への対応方針」又は「買収への対抗措置」に改めます。

※現行の用語は、経済産業省、法務省により 2005 年に公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」のものを用いておりますが、2023 年 8 月公表の「企業買収における行動指針」での用語を用いることとするものです。

具体的な改正箇所は下記 URL をご覧ください。

<https://www.jpex.co.jp/rules-participants/rules/revise/mk1p77000000361t-att/shinkyu.pdf>

以上